

12月上旬、伊方3号仮処分広島高裁抗告審決定を前に

広島で報道陣向け争点解説レクチャーを開催

2017年11月15日（広島：一部既報）— 広島高等裁判所に係属している四国電力伊方原発3号機運転差止仮処分申立即時抗告事件（野々上友之裁判長、太田雅也右陪席、山本正道左陪席）は、9月13日に最終の審尋期日（審尋期日は2回）を終え、10月4日に双方の主張書面提出を締め切り、12月上旬には高裁の判断が出される予定であり大詰めを迎えている。

このため同弁護団は高裁の決定を控えた11月22日（水）、広島で報道陣を対象に裁判の進行状況や争点を解説するレクチャー（以下記者レク）を広島弁護士会館で開催する。

記者レクにあたる代理人弁護士は**薦田伸夫弁護士**（愛媛弁護士会所属）と**甫守一樹弁護士**（第二東京弁護士会所属）の2人。薦田氏は12年以来松山地裁・高松高裁で展開されている一連の伊方原発運転差止裁判の中心弁護士としても著名。甫守氏は日本ではじめてとなる脱原発裁判専従弁護士。いずれも広島裁判弁護団の中心メンバー。司会・進行は**胡田敢弁護士**（広島弁護士会所属）

解説は、裁判の主要争点である「基準地震動問題」「火山灰問題」「司法審査の枠組み問題」などを中心に多岐にわたる。また広島高裁は、抗告人側・相手方双方に2回にわたって求釈明を求めており、10月4日に回答書が締め切られているが、これら求釈明や双方回答書の中身や去る9月13日に開催された第2回審尋期日でのやりとりにも言及する見込み。

なおこれら一連の書面は次のURLで閲覧・ダウンロードできる。

（<<http://saiban.hiroshima-net.org/source.html>>）

抗告人側の求釈明回答書は当日全文配布される見込み。

同広島高裁抗告審は、裁判体の熱心な審理が続き予想外の展開を見せている。9月13日の審尋後に開かれた記者会見・報告会では、「裁判所から2回も求釈明が出ました。審理の方法としては非常に充実していて異例とも言うべき踏み込み方です。2回にわたってこれだけ詳しい求釈明書を出してきた事例を少なくとも私は知りません。異例の、非常に充実した、しかも率直な裁判所の態度だろうというふうに思います」（**河合弘之弁護士**）、「松山では本訴を起こしてから裁判長が何人も変わりました。色んな裁判長がいましたけれども、広島高裁の裁判長の訴訟指揮を見て、ああ、こんな裁判官もいたらよかったな、とつくづく思いました。」（**薦田弁護士**）、「それに（高浜原発大阪高裁決定に）比べて広島は期待できると思います。」（**大津地裁で高浜原発運転差止仮処分命令を勝ち取った弁護団長の井戸謙一弁護士**）、「これまで2年間原発裁判をやってきて、初めて2回以上裁判官に質問されました。初めてまともに議論できて、感慨深いものがあります」（**甫守弁護士**）などという率直な感想が報告され、抗告人や支援者

**伊方原発広島裁判原告団・応援団**

過去は変えられないが未来は変えられる

## 被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

の間に勝利への期待が静かに広がっている。

記者レクの後には参加報道陣との質疑応答が行われる。報道関係者（フリージャーナリストを含む）であれば誰でも参加できる。（名刺または身分証明書の提示が必要）  
また関心のある市民も傍聴できる。

なお、同弁護団は12月1日（金）に東京においても同様の記者レクを開催する予定にしている。

### 記

伊方原発広島裁判仮処分事件広島高裁抗告審報道陣レクチャー（記者レク）

日時：2017年11月22日（水） 午後3時より（開場は午後2時40分ごろ）

会場：広島弁護士会館 2階大会議室

解説担当弁護士：薦田伸夫弁護士、甫守一樹弁護士

司会・進行：胡田敢弁護士

なお弁護団の解説は約2時間を予定している。その後は質疑応答。記者レクはフランクな雰囲気で行われる見込み。

（了）

問い合わせは下記へ：

伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：[saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org)

：URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

**伊方原発広島裁判原告団・応援団**

過去は変えられないが未来は変えられる